

令和 8 年度 豊島区学童クラブ 利用条件について

学童クラブは、保護者の就労・疾病等の理由で放課後の時間に適切な保護を受けられない児童のために設けられたものです。豊島区内在住、または豊島区立小学校に在学しており、一定の条件を満たしている場合、学童クラブを利用できます。

◆保護者の状況による利用資格は以下のとおりです。

申請事由	条 件		提出書類
	1～3年生・障害児	4～6年生 平日に週4日以上、午後6時までの 利用が必須	
就 労	午後1時～午後6時の間に2時間以上の就労を、1月につき12日以上おおむね1月以上行っている。	午後1時以降5時間以上（午後6時までの間に2時間以上）の就労を、1月につき16日以上おおむね1月以上行っている。	・就労証明書 ・シフト表等（該当者のみ）
疾 病	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、1週につき3日以上 の通院（月曜日から金曜日までは 午前12時以後に係るもの、および土 曜日）を、おおむね1月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状 態または、精神性疾患もしくは、感 染症疾患のため、おおむね1月以上 の療養を要する。	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、1週につき4日以上 の通院（月曜日から金曜日までは 午前12時以後に係るもの、および土 曜日）を、おおむね1月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状 態または、精神性疾患もしくは、感 染症疾患のため、おおむね1月以上 の療養を要する。	・申立書 ・診断書（コピー） または、 診察券（コピー） ＋領収書等 ＊有効期間、原則3か月
心 身 障 害	身体障害者手帳（1～4級までのものに限る）、愛の手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。		・申立書 ・手帳（コピー）
看 護 ま た は 介 護	次のいずれかに該当するとき ① 居宅内において、常時看護また は、介護を、おおむね1月以上行っ ている。 ② 居宅外において、1月につき1 2日以上 の看護または、介護（月曜 日から金曜日までは、午前12時以後 に係るもの、および、土曜日）をおお むね1月以上行っている。		・申立書 ・診断書（コピー） または、 診察券（コピー） ＋領収書等 ・看護・通院等調査票

申請事由	条 件		提出書類
	1～3年生・障害児	4～6年生 平日に週4日以上、午後6時までの 利用が必須	
就学または技能習得	月～土曜日までに居宅外において、午後1時から午後6時までの間に2時間以上、1月につき12日以上 の就学または、技能習得を1月以上 行っている。	月～土曜日までに居宅外において、午後1時以降5時間以上、1月につき16日以上 の就学または、技能習得を1月以上行っている。	・申立書 ・在学証明書 (予定であれば入学決定通知等コピー) ＋授業時間割表等 (令和8年度分)
その他	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事由 ・求職(2か月の利用) ・出産(産前から産後で合計1か月の利用＊1) ・両親不在(死亡・離別・行方不明・拘禁等)	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事 ・出産(産前から産後で合計1か月の利用＊1) ・両親不在(死亡・離別・行方不明・拘禁等) ＊求職中は申請不可	・申立書 ・その他、事情が分かるもの等 (出産は基本、添付書類なし)

(＊1) 出産予定日が4月30日の場合

①4月1日～30日、②5月1日～31日、③4月15日～5月14日など

＊③のように月をまたぐ場合、利用料は2か月分かかります。

＊障害のある児童(通級・医療機関の診断等含む)について

- ・4年生以上の児童も3年生までの利用条件で審査をします。
- ・その他提出書類がありますので、学童クラブへご連絡ください。

＊夏休み期間のみ利用したい場合も、上記の資格を満たしていれば申請できます。

【問い合わせ先】

豊島区 教育部 放課後対策課 児童支援グループ

豊島区南池袋 2-45-1 ☎ 03-3981-1058

受付時間 午前8時30分～午後5時(平日のみ)